

京都市職員採用試験

< 社会人向け試験（係長級採用選考、経験者）の経験要件について >

職務経験・・・会社員や団体職員、公務員、自営業者等として、「雇用形態にかかわらず、**1つの事業に1週間当たり30時間以上従事したもの**」

職務経験の計上について		具体例
職務経験数の考え方について	満1年以上の従事歴を合算	○ R8.4.1～R9.3.31→1年として合算可 ○ R8.4.1～R9.3.30→1年未満のため、合算不可
月単位・日単位の端数の取り扱いについて	満1年以上の従事歴については、月・日単位の端数を合算可能（日単位は30日をもって1箇月）	○R7.4.1～R8.6.15→1年以上のため、1年2箇月15日として合算可
直近7年間以前から継続していた職歴について	受験資格該当期間分のみ合算可能	該当期間：R2.4.1～R9.3.31の場合 例：【A社】H24.4.1～R3.10.31 【B社】R5.7.1～R7.3.16 【C社】R7.10.1～R9.3.31 →A社は受験資格該当期間分の 1年7箇月のみ合算可 1年7箇月【A社】+1年8箇月(16日)【B社】+1年6箇月【C社】 =4年9箇月16日となり、5年未満のため、受験不可

京都市職員採用試験

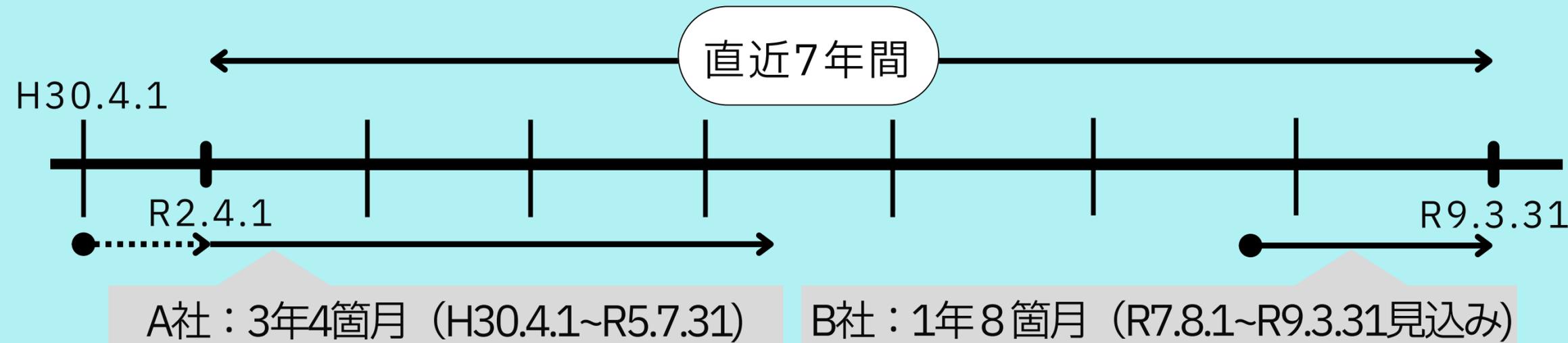
< 社会人向け試験（係長級採用選考、経験者）の経験要件について >

職務経験の具体例（経験者採用試験の場合）

※ 係長級採用選考：直近12年間のうち9年間の職務経験が必要

※ 経験者：直近7年間のうち5年間の職務経験が必要

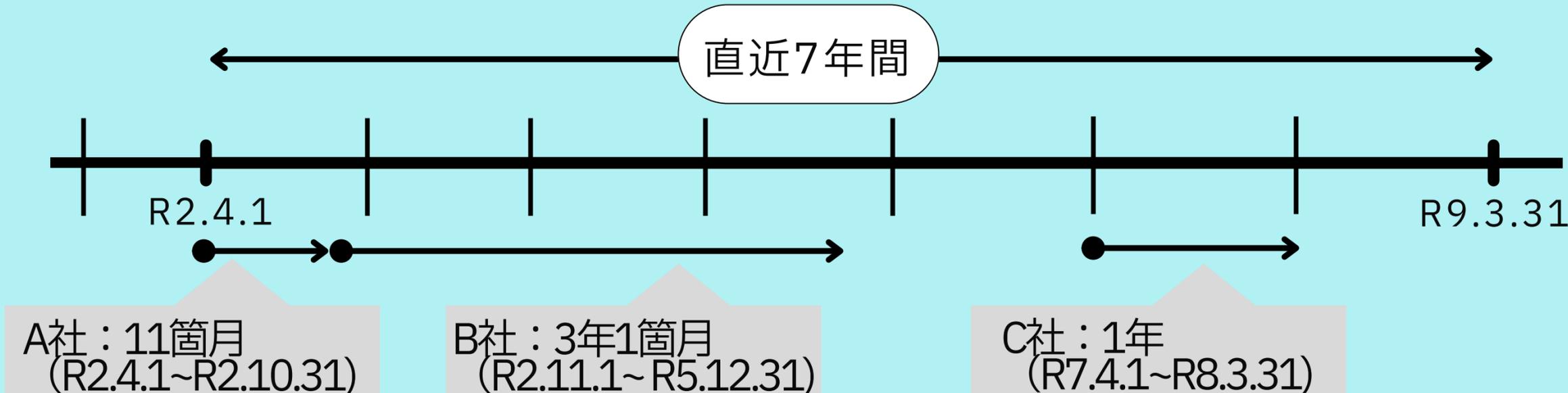
● 受験可能なケース



それぞれの勤務先で1年以上の
従事のため、通算5年となり、
受験資格あり

※直近7年以前は合算できない

● 受験不可能なケース



A社での従事歴が1年未満のため、
合算対象ではなく、通算
4年1箇月となり、受験資格無し